

新ごみ焼却施設建設候補地選定に係る調査検討結果 報告書〔概要版〕

市では、将来に向けた安全安定なごみ処理体制を維持していくとともに、ごみ処理に伴う環境負荷の低減を図るために、本年1月、平成29年度を目途に、既存のごみ焼却施設である「Wクリーンセンター」並びに「V清掃センター」両施設を統合した、新たなごみ焼却施設を整備する方針が決定されました。

ごみ焼却施設は、市民生活に必要不可欠な施設であり、多くの皆さんに市民全体の問題として関心を持っていただいたうえで整備を進めていくために、市では建設候補地を公募により募集することとし、その結果、3地区からの応募申請がありました。

市では、応募された候補地の中からその適性を総合的に調査検討するため、平成22年6月4日に市民参加による「新ごみ焼却施設建設候補地選定委員会」を設立しました。

本委員会では約5ヶ月の間、延べ10回にわたる委員会を開催し、候補地の現地踏査、応募申請者へのヒアリング及び意見交換を通じて候補地の現況把握に努めるとともに、交通、防災、環境面の地理的立地適性の他、候補地地元のごみ焼却施設受入れに対する合意形成の度合い等、幅広い角度から調査検討を重ね、その検討結果を「新ごみ焼却施設建設候補地選定に係る調査検討結果報告書〔概要版〕」としてまとめました。

1. 建設候補地の公募〔募集期間：平成22年2月1日～5月31日〕

市が公募に際し、設定した基本的な条件は次のとおりです。

- ① 概ね1.6ha(4,800坪)～2ha(6,000坪)程度の用地面積が確保できること
- ② 地権者全員の賛同が得られている、又はその見込みがあること

また、建設候補地を選定するうえで、地元合意形成が大変重要であることに鑑み、応募申請者は次のとおりとしました。

- ① 候補地の地元区長
 - ・ 候補地の敷地が複数の区にまたがる場合は、複数区の区長の共同応募を原則としますが、該当区の区長の同意があれば、代表となる区長による応募も可。
 - ・ 地元区の同意があれば、候補地の地区区長会の応募も可。

2. 建設候補地の公募結果

公募の結果、次の3地区から候補地の応募申請がありました。

応募箇所名	応募申請者	所在地	応募面積
A地区D地籍	G地区区長会・H区代表	市D地籍他	約2ha
B地区E地籍	I地区区長会長・J区長	市E地籍	約3.6ha
C地区F地籍	K区長	市F地籍	約1.7ha

3. 建設候補地の選定手順

候補地の選定に係る調査検討は、次の手順により行いました。

◆施設整備の理解

施設見学：Lクリーンセンター（M市） Nクリーンセンター（O市）

◆候補地の現況を把握

候補地の現地踏査により、交通アクセス、地形、周辺集落等、地理的な現況を把握。

◆応募申請地区の状況を把握

応募申請者へのヒアリング及び意見交換を行い、応募申請に至った経過等について状況を把握。

◆候補地の資格判定を実施

資格判定項目、判定基準に基づき建設候補地としての基本的条件を満たしているかを判定。

◆候補地の適性評価を実施

資格判定の結果、「適」と判定された候補地について、建設候補地としての適性を測るため、評価項目、評価基準、配点(重要度を勘案し、重み付け)に基づく点数評価、及び合意形成に係る評価で点数評価になじまない項目について、記述(定性)評価を行い、総合的な評価結果を取りまとめる。

4. 建設候補地の資格判定

(1) 資格判定項目・判定基準

資格判定項目		資格判定基準
土地利用	有効敷地面積の確保	有効敷地面積として1.6ha以上が確保できること
	平坦地の確保	概ね90m×60mの四角形が納まる平坦地を造成により確保できること
	造成空間の確保	構造物等の支障物がないこと。支障物がある場合、回避若しくは除去できること
	ライフラインの確保	上水道は概ね130t以上/日量を確保できること(表流水・地下水の利用が可能な場合はその水量を含む)
		高圧受電(6,600v)が確保できること
アクセス道路の確保	2車線(幅員7m)以上のアクセス道路が確保できること	
環境保全	法規制	国立公園、国定公園、県立自然公園、県自然環境保全地域、郷土環境保全地域、保安林、鳥獣保護区、水道水源保全地区に指定されていないこと
	希少動植物の存在	候補地内に希少な動植物の営巣及び植生が確認されないこと
災害防止	法規制	保安林、砂防指定地、地すべり防止区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険区域、崩壊土砂流出危険区域、土石流危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、宅地造成工事規制区域、河川区域、重要水防区域(想定氾濫区域)に指定されていないこと
	活断層の有無	候補地は活断層上にないことを文献資料により確認すること
合意形成	地権者の理解	地権者が同意、又は同意が見込まれること

(2) 資格判定結果

応募申請された3地区の候補地について、10の資格判定項目に基づく32の確認項目について、各種資料により資格判定を行った結果、「A地区D地籍」「B地区E地籍」は、すべての判定項目が「適」であるため、資格判定結果は、「適」の判定になりました。

一方、C地区F地籍は、「有効敷地面積の確保」「平坦地の確保」「地権者の理解」の判定項目について基準を満たすことができず、資格判定結果は「不適」の判定になりました。

このため、「C地区F地籍」は、以降の適性評価の対象から除外しました。

5. 建設候補地の適性評価

(1) 点数評価〔評価項目・評価基準・配点〕

評価項目		評価基準	配点
土地利用 〔10点〕	地質	地質図等の分析により地盤改良等、特殊基礎工事の必要性を判断	5
	補正係数 : 10/14	許認可等	都市計画区域用途地域指定の有無
		農業振興地域農用地区域指定の有無	3
		その他法令に係る許認可等の有無	3
環境保全 〔20点〕	水源・湧水	水源地所在の有無及びその距離(候補地から500m以内)	5
		敷地内における湧水所在の有無	5
	希少動植物	希少動植物の現地踏査状況	5
	幹線道路	幹線道路の整備状況	3
補正係数 : 20/27	運搬距離	平均運搬距離(ごみ収集地域から候補地までの運搬距離に各地域ごとの人口を乗じた総和を総人口で割る)	3
	周辺地域住宅・事業所数	一定距離範囲内の住宅・事業所数(候補地から500m以内)	3
	景観	周辺景観への影響	3
防災性 〔20点〕	地勢	現状の主な土地利用状況	3
		敷地造成に係る切土・盛土量	3
補正係数 : 20/21	防災区域	近隣地域における防災関係法令区域指定の有無	5
	地震対策	地震時における、斜面崩壊、地すべり、液状化の危険度	5
	危険施設	近隣地域における危険施設の有無	5
経済性 〔20点〕	発掘調査	埋蔵文化財の発掘調査規模	3
	補正係数 : 20/16	敷地造成コスト	敷地造成工事 概算費用 取付道路工事 概算費用 付帯工事 概算費用
ライフラインコスト		給水工事 概算費用 電気供給工事 概算費用	
用地取得		用地取得概算費用の多寡	3
合意形成 〔30点〕	地権者	地権者数の多寡(取付道路拡幅分を含む)	3
		権利解除の難易度(抵当権、相続等の有無)	3
補正係数 : 30/24	地元の合意形成過程	候補地応募について 地元住民への周知度	5
		候補地応募について 住民意見の集約方法	5
		周辺地域への周知	5
	他市町との協議	他市町の同意取得	3

※評価基準ごとの配点(満点)は、標準を3点とし、特に重要な項目は5点、また敷地造成コスト・ライフラインコストは、両コストの合計で比較するため、10点とした。

(2) 記述評価

合意形成の評価のうち、客観的に点数付けが難しい定性的な評価項目については、評価を記述により行いました。

評価項目	評価基準	評価方法
地元の理解度 協力度	ごみ焼却施設に対する理解度、受入れの姿勢	応募経過調査書、応募申請者へのヒアリング・意見交換から、ごみ焼却施設に対する理解度、受入れの姿勢を記述により評価する。

6. 適性評価結果

(1) 点数評価

資格判定結果で「適」と判定された2地区の候補地について、19の評価項目及び29の評価基準に基づき、各種資料により点数評価を行った結果、次表のとおりA地区D地籍の合計が「82.6点」、C地区E地籍は「75.2点」になりました。

視点区分	A地区 D地籍	B地区 E地籍
土地利用	7.1	6.4
環境保全	16.0	14.3
防災性	16.2	17.0
経済性	17.0	16.5
合意形成	26.3	21.0
合計	82.6	75.2

(2) 記述評価

下表の状況から、今後の合意形成の見込みの指標とした「ごみ焼却施設の受入れに対する地元の理解度・協力度」は「A地区D地籍」が「B地区E地籍」を上回っていると評価しました。

A地区D地籍	B地区E地籍
<ul style="list-style-type: none">・A地区においては、ごみ焼却施設の安全性や環境への影響等について、専門講師を招いての学習会、先進施設の見学などの活動を通じて、理解を深めるための取り組みを行ってきている。	<ul style="list-style-type: none">・B地区においては、ごみ焼却施設の安全性や環境への影響等について、具体的な点は候補地として決定した段階で、住民に説明していくとの方針である。
<ul style="list-style-type: none">・建設候補地の応募に際して、住民への周知は地元であるP区だけでなく、周辺のQ区、R区、S区を含め、各戸への文書配布により周知に努めるとともに、住民の意思確認は全戸を対象に「新ごみ焼却施設の誘致」としたアンケートを実施するなど、広く綿密に行われている。	<ul style="list-style-type: none">・建設候補地の応募に際して、住民への周知は応募することに関し了解を求めることを主な内容とする文書の回覧により行っているが、住民の意思確認は区総会の議決により行われた、地元であるU区以外は、各区の判断で区総会、常会の開催、電話などによっており、ばらつきが見られる。
<ul style="list-style-type: none">・A地区においては、ごみ焼却施設の受入れについて、余熱利用による地域振興案を掲げ、明確な目的意識を持って取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none">・B地区においては、ごみ焼却施設の受入れについて、余熱利用による地域振興等を掲げているが、その内容は、まだ地区全体の中で固まっていない。
<ul style="list-style-type: none">・A地区は、これまで二度にわたり市の一般廃棄物最終処分場(T最終処分場、第2最終処分場)を受入れてきた実績や、高速道路のパーキングエリアなど、公共施設整備に対する前向きな検討姿勢が伺える。	<ul style="list-style-type: none">・地元であるU区は、候補地がかつては耕作地であったが、現在、荒廃化しているため、土地の有効活用を望んでいる。

(3) 総合評価

点数評価に合意形成に係る記述評価を加えた、総合評価の結果、新ごみ焼却施設建設候補地としての適性順位は、以下のとおりとなりました。

第1順位：A地区D地籍 **第2順位：B地区E地籍**

適性評価対象外：C地区F地籍

※上記順位は相対比較の結果であり、第2順位となった「B地区E地籍」についても、候補地としての適性を十分備えています。